

農業委員会だより



農業委員会総会（許認可業務の審議会）が開催されました。
町農業委員会では、7月27日仲里庁舎において、令和2年度4回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- ① 農地法第3条の規定による許可申請 → 2件 審議の結果許可されました。
- ② 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について → 1件 審議の結果許可されました

許可申請書及び届出書等の申請締め切り日 → 9月15日（火）
令和2年度第6回（9月）農業委員会総会の開催日 → 9月25日（金）

老後の備えとして 農業者年金



どんな人が加入できるの？

次の3つの要件を満たす方であれば、
どなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金第1号被保険者
（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③ 60歳未満

農業者年金の
特徴

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 支払った保険料は全額社会保険料
控除の対象
- 一定要件を満たす農業者には保険料の
国庫補助がある
- 終身年金 80歳までの死亡一時金あり

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。
独立行政法人 農業者年金基金 TEL03-3502-3199（専門相談員）

お問合せ 農業委員会 ☎985-7134



「相続や管理に
関する制度」について

「相続や管理に
関する制度」について



こんにちは、島コン矢島です。この
コラムを作成しているのが、8月上旬
なのですが、まだ、今年は台風に遭遇
していません。生活する分には、良い
傾向なのですが、自然環境としてはい
かがと考えてしまいます。

さて、前回、久米島町空き家活用補
助金の説明、問題点を伝えしまし
た。今回は、その問題の一つになっ
ている相続や管理に関する制度について
お話ししますね。次回からまた、空き
家の活用事例に戻ります。

前回、補助金を活用しようと思っ
ても、相続や管理形態が不十分で利用が
難しいと問題点を挙げました。しか
し、最近の法改正で、比較的その問題
を解決でき、有効だと思われる二つの
制度がありましたので紹介します。

まず一つ目の制度が、「法務局の自
筆証書遺言書保管制度」です。これ
は、自筆での遺言書を法務局が預かる
制度で、弁護士や公証人への依頼の必
要もなく、費用も1件あたり3900
円と割安で利用しやすく、効力も必要

事項が網羅されていれば、今までの遺
言と変わりません。万一、ご自身が亡
くなつた後の遺産分割の心配が軽減さ
れます。

そして、二つ目の制度が、「不動産
の家族への信託制度」です。これは、
家族で不動産をだれが管理するかを
決め、家族間で契約を結び、それを登
記することもできる制度です。これを
利用すれば、信託を受けた家族は、所
有はしてないものの、活用や管理が所
有者と同程度に行うことができます。

いずれも、次の代の負担を少なくす
るために有効な制度だと思えますし、
今ままで比べると比較的簡単に利用
できるものと考えます。ご興味があ
りであれば一度、空き家活用相談で、
一緒に考えていきましょう！

※9月の空き家活用相談は、新型コロナ
ウイルス感染症対策のため、お電話
で問合せください。

お問い合わせ先 場所：コワーキングスペース仲原家（字真謝20番地） ☎894-6488 info@shimagurashi.net